

## 小布施町指定管理者選定委員会会議記録

- 1 日 時 令和7年7月30日(水) 午前9時30分～午後5時45分
- 2 場 所 小布施町公民館 講堂
- 3 委員総数 8人
- 4 出席者
  - (1) 委員  
税理士 畔上 洋  
新生病院リハビリテーション部副部長 上原 玄大  
人権擁護委員 小池 茂夫  
小布施町民生児童委員協議会長 土屋 元博  
副町長 田中 洋友  
健康福祉課長 原 茂  
生涯学習課長 湯浅 憲彦  
企画財政課長 宮川 伸幸
  - (2) 事務局  
生涯学習・スポーツ振興係長 久保田 洋  
企画財政課 財政係長 佐藤 孝幸、主任 小林 詩織
- 5 欠席委員 なし
- 6 議長氏名 副町長 田中 洋友
- 7 申請者 社会福祉法人小布施町社会福祉協議会  
社会福祉法人夢工房福社会
- 8 議題
  - (1) 指定管理者候補団体の選定について
    - ①現地視察
    - ②生活支援ハウス
    - ③デイサービスセンター
    - ④中央同和対策集会所、雁中同和対策集会所、雁中地区共同作業所、福原地区共同作業所
    - ⑤ワークホームみすみ草
  - (2) その他
- 9 会議顛末
  - (1) 開会

## 開会、委嘱書交付（机上配布）及び自己紹介

### (2) 委員長あいさつ

田中副町長よりあいさつ

### (3) 指定管理者制度について

議事録等の公表についての確認（評価や審査内容から個人が特定できない形で公表することについて承諾を得た）

関係法令等の説明

### (4) 会議事項

#### ア 指定管理者候補団体の選定について

##### ① 現地視察（生活支援ハウス、デイサービスセンター、ワークホームみすみ草）

～昼食休憩（正午～午後1時）～

～再開（午後1時）～

##### ② 生活支援ハウスの指定管理者の評価及び指定管理者候補団体の審査 委員長

次第（4）②生活支援ハウスにつきまして、はじめに令和7年度までの指定管理者の評価を行います。健康福祉課より説明をお願いします。

#### 健康福祉課長

資料でお配りしています事業報告書をご覧ください。現在指定管理を行っている小布施町社会福祉協議会では、デイサービスセンター花の里と小布施町デイサービスセンター、その他に訪問介護、居宅介護支援の四つの事業所を介護事業として行い、これらを介護部門として一会計で管理しています。施設ごとに収支計算をしたときのデイサービスセンター花の里の計算書を提出しております。「前期末支払資金残高」とありますのは、いわゆる繰越金のことでございます。デイサービスセンター花の里と生活支援ハウスひまわりは、平成28年8月から社協の指定管理が始まっておりますので、平成28年度の前期末支払資金残高はゼロでございます。「サービス区分間収入」と「サービス区分間支出」というのは、それぞれ他サービスからの繰入、他サービスへの繰出でございます。社協は平成28年8月から指定管理者として指定をしてきましたけれども、それまではJA須高を指定しておりました。JA須高が現在のながの農協に組織再編される際に、指定管理者の再指定に伴う公募を実施し、応募のあった3事業者の中から小布施町社協が選定され、平成28年8月より業務を開始しました。初年度の平成28年度は、年度途中での業務開始の影響もあり収入が不足した状況でしたが、その後4年ほど経過した後は安定してきているという状況です。利用者の状況については、コロナ禍の影響で一時的に減少しましたが、現在は回復傾向にあり、徐々に増加しています。収支については町デイサービスセンターほどではありませんけれども安定はしております。実際に利用されている方80名に利用者アンケートをとりました。回答者は利用者本人であったり、家族であったりしますが、55名の方から回答がございました。結果は、安心して利用

できる、過ごし方がよいとの回答がおおむね得られています。職員の対応等についても、丁寧であるという回答が多く、要望や不満の伝えやすさもほぼ全員の方がよいという回答でした。家族への説明のわかりやすさは9割、清潔感等は半分以上がよいと回答しております。満足感も6割を超える方が満足しているということでございます。

デイサービスセンター花の里に併設の居住部門「ひまわり」については、収益が出る事業ではございませんので、経費は町から支出する形としております。利用者数は、午前中説明にありましてとおり多くはございません。平成28年度以降、3～6人程度で推移しています。令和元年度につきましては、台風19号災害の被災者の方を受け入れたということで6人、令和2年度は被災者の方が退去されて2名ということでございます。それ以降につきましては利用者が少なかったですが、昨年度新たに1人ご利用になりまして、今年度は7月からもう1人ということで開催3人の方が利用されている状況でございます。利用者が少ないですが、アンケートを取りました。日中は相談員の方々がいますので、満足度もよいというような状況でございます。

このようなことから、現状小布施町社会福祉協議会を指定していますが、アンケート等の結果、過去の実績からも継続してやっていただくのがいいのではないかと考えております。矢継ぎ早の説明で申し訳ございません。以上です。

委員長

委員の皆様からご質問等があればお願いします。

委員

ひまわりの受益者負担は受託金収入に含まれているのですか。

健康福祉課長

ひまわりの利用者負担金につきましては町が直接いただく形になっております。受託金収入は町から社協に支出したものでして、管理経費に充てているということであります。

委員

社会福祉協議会の決算書には、施設ごとの詳細な決算内訳は含まれているのでしょうか。経営の安定性を判断するためには、全体の数字だけでなく事業単独での収支バランスを確認できる詳細な資料が必要です。この事業単独の収支情報はどの資料で確認できますか。

健康福祉課長

単独でデイサービスセンター花の里の収支を見る場合は、収支計算書をご覧ください。この資料は非常に見づらくて申し訳ありませんが、純粋に事業の単独収支が赤字だったかどうかを見る際のポイントをご説明します。

事業は赤字のまま放置できないという前提があるため、この資料だけでは単独収支の実態が見えません。例えば、平成28年度の収支計算書をご覧くださいますと、サービス区分間収入という項目があります。内訳に通所介護事業所とあるのは、町デイサービスセンターからデイサービスセンター花の里へ不足分を補填するために充当された収入を指しています。つまり、サービス区分間収入がなければ、実質的な赤字だったと推測されます。逆に、収支がプラスになった場合は、サー

ビス区分間支出として他の事業へ充当されている場合があります。本来であれば、このサービス区分間の調整を差し引いた数字が純粋な収支として明確に表示されているべきですが、この資料ではそこまでの整理ができていないため、このような見づらい形式になっていることをご了承ください。

#### 委員

令和元年度の収支計算書にはサービス区分間収入の記載がないですが、これはサービス区分間収入がなかったということですか。

#### 健康福祉課長

サービス区分間収入がなかったということは、他のサービス区分から不足を補う必要がなかったということで、純粋にプラスになったという考え方になるかと思います。

#### 委員

分かりづらい資料があります。例えば、ファイナンスリースの債務返済額の欄はすべて0円の記載で、これでは資料になっていません。不要な項目を削除したり、一覧表を作成するなど、実態を把握しやすい資料作成をお願いいたします。

ひまわりの利用対象者が町内者限定となっている件ですが、以前の町長の方針では、他市町村とのギブアンドテイク（相互利用）という考えがあったかと思います。これについて、現在はどのように考えていますか。住所を異動すれば利用できるのかもしれませんが、空室があるなら町外者でも入っていただいてもいいと思います。

#### 健康福祉課長

一部努力不足もあるかもしれませんが、昔は年に一度広報をしていましたが、最近は行っておりませんでした。先日開催した利用判定委員会でも広報を復活した方がいいのではないかという話がありました。また、町民に限った利用のご質問については、住所を移せばどなたでも利用できるのではないかという意味だと解釈しましたが、他の介護サービスにも一部ありますけれども、一定期間小布施町に住所がないと利用できないというような条件をつけた方がいいのではないかという議論はありました。まだ正式な決定ではないですが、広報等も含めて対応はしていきたいと思っております。

#### 委員

ひまわりの部屋数が6～7部屋あるということですが、現在の稼働は2部屋ぐらいということで、もっと有効利用するように検討していく必要があるのではないかと思います。近隣の市町村と連絡を取り合って、例えば高山村がいっぱいだったら小布施の方へ回してもいいとか、そういう柔軟な姿勢でもいいのではないかなという気がします。

#### 健康福祉課長

介護サービスについてはそういった考えはありますが、ひまわりについては他市町村との連携というのは難しいと思います。理由の一つとしましては、利用者がある程度介護度が上がってしまった場合、介護保険給付費を負担するのは小布施町になってしまいますので、それは避けたいとい

うのがございます。重篤になれば違う施設に入所してくださいという話にはなるんですけども、仮にその利用者が特別養護老人ホームに入所することになった場合、介護給付費については小布施町が負担することになってしまいますので、財政負担という課題があると考えています。住所を移さないで利用するという事になれば話が違うかもしれませんが、行政直営のひまわりと同じような施設は近隣にありませんので、近隣市町村とお互いに連携、融通するということは考えづらい施設です。近隣ですと、民間が設置運営している高齢者専用住宅は須坂市にもありますし、介護度の重たい方には聖楓会関係のナーシングホームという施設もあります。中野市にもそういった施設はございます。むしろ、高齢者の増加、独居世帯の増加に不安を抱える町民の方に対してのPRが弱かった部分がございますので、そこは強化していく必要があると思っています。

#### 委員

町民の方でひまわりの中を見たことがある方はあまりいないのではないかと思います。あんなにいい居住スペースがありもったいないなと思いますので、今言われたようにできるだけPRして、部屋が埋まるような形にしていだければと思います。

#### 委員

PRは町報等でしているのですか。

#### 健康福祉課長

以前は、年に一度7月頃に町報に出していましたが、令和元年台風の少し前くらいから出さなくなっていました。利用者も少ないですし、PRしても全く新規利用者がいない年もありました。当時と比べると高齢者の方や独居の方も増えており、自宅を持っていても一人暮らしで不安だという方も増えてきているのではないかと思いますので、自立という条件はありますけれども、そういう方々の受皿の一部として、せつかくある施設でございますので、PRして利用促進を心がけていきたいと思っています。

#### 委員

現場でも少しお話したのですけれど、ひまわりのニーズはとても狭いのではないかと感じていて、入居できる方がかなり限定されているというのを感じました。どうしても高齢になると介護が必要になったり、動けなくなってきたりというのが今当たり前に付いてきますので、そういった人たちが利用できないとなるとかなり限定されてきます。また、本人よりも遠くに住んでいる家族の方たちがひとりで心配だからと施設を探すのではないかと思いますので、どういった形でPRしたらいいか今すぐには思い至りませんが、県外にいるそういうご親族の方にも知っていただけるような何かいいPRの仕方があればぜひ行っていただきたいと思っています。

#### 健康福祉課長

LINEでは広報しやすいですが、町報では県外にいる方にまで広報するというのは難しさもあるかなと思います。委員のご指摘のようにニーズが狭いということは確かにあるかと思っています。近隣ではありませんがひまわりとほぼ同じような施設があるところもございます。ただ、そういう施設は見守り等の関係からも特別養護老人ホームに併設しているようなところが多く、特別養護老

人ホーム単独ではなくて、他にもいくつかデイサービスなどをやっていて、サービス間で連携していずれは特別養護老人ホームに入所するというような、おそらくそういう連携ができた中での形だと思います。ひまわりですと単独の形になってしまいますので、そこはやはり難しさが残ってしまいます。ただ、委託先が大きければいいのかといってもそれも果たしてどうなのかというところも課題ではあると思います。

委員

ひまわりの委託料は平均で年間約 400 万円ですが、その中から最終的に人件費、事務費、事業費を支出しているわけですね。人件費について、職員 1～2 人で管理しているということですか。

健康福祉課長

日中の時間帯については、原則として 2 名体制による交代制の管理人を配置しています。2 名の勤務が困難な場合は派遣の方に来ていただくという体制をとっております。以前は夜間も管理人がいましたが、現在はセコム等の警備で対応し、日中のみ人員配置するという形をとらせていただいています。人件費については、昼間に勤務いただいている方の人件費ということです。

委員

議題である生活支援ハウスの指定管理者評価については、デイサービスセンター花の里とひまわりを別々に行うわけではないですね。しかし実績報告書は 2 つに分けてあるのですね。

健康福祉課長

介護報酬で運営するデイサービスセンター花の里と、それ以外のひまわりの 2 本だてということで、条例上 2 つに分かれておりますので、指定管理は同じ 1 法人でございますけれども、事業報告書は分けて作っていただいております。

委員

最終的にはデイサービスセンター花の里とひまわりを含めた審査ですか。

健康福祉課長

そうです。

委員

デイサービスセンター花の里は介護保険事業ですので、介護報酬と介護度による利用者負担が収入ということですね。

健康福祉課長

そうです。加えて総合事業がございますので、広い意味での介護報酬で成り立っているサービスでございます。

委員

令和4年度だけ極端に介護保険収入が減少しているのはなぜでしょうか。デイサービスセンター花の里単独で収支を見た場合に、介護報酬と利用者負担金で経営は全部賄われていると見れるのでしょうか。課長の感触でも結構です。

健康福祉課長

感触で言いますと、指定管理の初期の頃はかなり難しい部分はありませんでしたが、年を経るごとに赤字に改善してきていると思っております。他に法人全体で積立金もありますので、多少何かあっても単独収支では赤字は出るかもしれませんが、社協の介護関係の部門全体では何とかなっているというところは前提としてはございます。デイサービスセンター花の里も少しずつではありますけれども、収入という点では良くなっていると思います。ただ、コロナ禍で落ち込んだということもございます。また、理由はわかりませんが、このデイサービスセンターだけではなく、介護全体としてどこの市町村も利用が落ちる年というのが稀にございます。他の自治体を調べていませんので、その年だったのかもしれませんが、そこは分析できておりません。申し訳ございません。

委員

これからの戦略にも出てくると思うんですけども、積立金がありますが、今まで修繕をしなければならぬものを留保し先送りしてきたということはないですか。

健康福祉課長

修繕については、指定管理者制度の中でも特殊な方法ではありますが、10万円以下の修繕は社協が全額負担し、それを超えるものは要協議という形でやっておりました。

委員

経営状態は安定しているということによろしいでしょうか。

健康福祉課長

はい。そのように認識しております。

補足的な説明となりますが、現在、町内にある2か所のサービスセンターを社協に指定管理者として運営していただいております。この2つの施設で、町民の皆様のデイサービス利用の実に8割から9割をカバーしている状況です。

委員長

ご質問はよろしいでしょうか。よろしければ委員の皆様は評価表のご記入をいただきまして、発表をお願いいたします。

～各委員の評価、評価表への記入、発表及び集計～

委員

健康福祉課長が評価者、審査者として加わるのはよくないのではないのでしょうか。総務課長など

に評定してもらった方がいいと思います。

#### 企画財政課長

委員会設置要綱上、委員には有識者と課長を充てることとなっており、今回は施設についてよく知っている担当課長ということで選ばせていただきました。ですが、客観性という点でのご指摘もありますので、直接の利害関係がない他部署の課長から選ぶこともひとつ選定の考え方であると思います。また、今回は非公募ですが、公募を行った場合には担当課長として選定するというのも非常に重要であると思いますので、ケースバイケースで状況に応じ公平な評価ができる体制を検討してまいります。今回は施設についてよくわかっている者が評価するという事で何卒ご理解いただければと思います。

#### 委員長

委員の皆様の結果を集約しますと、総合評定で3.84点になりました。3点以上4点未満が一重丸ということになりますので、一重丸という結果になりました。二重丸及び一重丸は指定管理者として適当であるということになりますが、改めてご意見はありますか。

**委員から意見なく、同意**

続きまして、令和8年度以降の指定管理者候補団体の審査に移りますが、生活支援ハウスにつきましては、公募によらず先ほど説明のあった小布施町社会福祉協議会を指定管理者として継続して指定する予定でありますので、担当課から説明をお願いします。

#### 健康福祉課長

令和8年度以降の指定管理者の選定について、公募によらない指定管理者選定要綱第2条第4項における「これまでの管理運営実績、事業継続性又は施設利用者の意見聴取等の状況を考慮した上で、同一の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合」に該当すると考えております。先ほどアンケート結果を説明させていただきましたけれども、満足度も高く、経営的にも安定しているということもありますので、引き続き小布施町社会福祉協議会に指定管理をお願いしたいと考えております。以上です。

#### 委員長

委員の皆様からご意見があればお願いします。特にご意見等ありませんでしたら、引き続き令和8年度以降の審査を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

**委員の同意**

～社会福祉法人小布施町社会福祉協議会の入場～

#### 委員長

午前中はありがとうございました。生活支援ハウスの指定管理申請について申請書に沿ってご説明をお願いします。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

## 指定申請に関する説明

委員長

委員の皆様からご質問等があればお願いいたします。

委員

人材の確保については、支援員も含めて今後も今も大丈夫でしょうか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

現在、介護業界全体的に人手不足が課題となっております。デイサービスも職員の人数的にはギリギリとなっておりますが、1日の利用者さんの人数に対して配置しなくてはいけない職員数はしっかり守って配置させていただいております。ただ、1日に必要な職員数をしっかりシフトで組んでいくためにも、もう1人2人、具体的にはやはり介護員が足りないと思っています。人材の確保については、ハローワークを通してというのがありますし、民間の紹介会社にも声をかけさせていただきながら、社協に合った人材が見つければと計らってはいるんですけども、なかなか見つからないというのが正直なところです。県社協とも協力させていただきながら、人員確保に取り組んでいるところです。

委員

おおむね充足されているということですね。トラブルについては問題ないですか。リスク管理についても局長が一人で負うのではなく、町と連携していますか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

私ども第三者委員会というものもあるんですけども、そちらにご報告するような重大な案件というのはなかったところですが、その都度判断に困るようなところは町に相談させていただいたり、町長に報告させていただいて対応したりしています。

委員

大きなトラブルは今までないですか。これからもないにこしたことはありませんが。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

ありません。これからもないよう頑張ってまいります。

委員

予算書を見ると修繕積立金が増加する計画になっています。そういう拠出をしていながら収支差額が増えていきますが、この点についてお伺いします。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

収入見込みは、第7期介護保険事業計画の小布施町の高齢者人数の推移や弊社の事業所が担える利用者様の数量なども考慮し、おかげさまでここ2年ほどは利用者数も上昇しているところを見

込みながら、令和8年度以降も若干上がっていくという見込みの中で予算を立てさせていただいております。人件費は昇給や新たな雇用などで若干増加の傾向ではありますが、そういう中でも修繕の積立も段階的に増やしていけるような予算は立てておまして、それに伴って収支差額は微増とはなっておるんですけども、繰越金なども活用しながらの運営になると見込んでいます。

委員

修繕積立金は、固定資産取得や修繕の計画がないので、しばらく取崩し予定はないようですね。そうした場合に、先ほどの話だと今現在それなりの積立金があるわけですが何か特別な用途があるのですか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

この資料に載せさせていただいている修繕積立は、修繕のみに使うために、前出の積立金とは別に積み立てていくようにしています。

委員

特別な修繕は、これから5年間は何もないということでしょうか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

怪しいところはあります。デイサービスセンター花の里の配管は、業者から耐用年数等を考えてもいつ詰まってもおかしくない状態とは言われているんですけども、5年以内に修繕があるかもしれないし、ないかもしれないし、というところです。

委員

アンケートを見るとお風呂の故障が何回かあったようですが、故障が懸念される配管はお風呂の関係ですか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

そうです。設備の老朽化で熱いお湯が出てくる配管が詰まってしまうと、お湯がぬるくなってしまうなど、給湯配管の關係に懸念があります。

委員

先ほど説明にもありましたけれど、やはりデイサービスの利用目的として入浴がとても大切だと思います。お風呂が壊れてしまうとニーズに答えられないなというところがありますので、もし修繕費があれば、ぜひそちらの方に使っていただけるといいと思います。

委員

資料の予算書は、令和8年度から令和17年度の指定管理期間に対し令和12年度までの5年間でしか作成されていませんし、そのシミュレーションも令和8年度以降の数字が一律で横ばいとなっているので、財政シミュレーションとして不十分だと思います。ファイナンスリースや退職金の資料もあつたりなかったりしています。もう少し分かりやすくなるように資料を出してほしいです。

役員の構成は誰が決めているのでしょうか。同じ人が同じことを繰り返していても進展はありません。人事を活性化させるためにいろいろな方の意見を聞いて決めていったほうがよいです。事務方の方だっいたらっしゃいます。理事者や町長ではなくてもいいと思います。

#### 委員

先ほども質問がありましたけども、人材確保について、今後の見通しの中で外国人人材の受け入れや技能実習生の受け入れを予定されていますか。

#### 社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

今のところ外国人人材についての採用は考えていません。情報は収集していますが、今のところはまだ本格的にそういった話をしていくというのは会議等であがってきておりません。

#### 委員

利用者の排泄の介助をはじめとする業務は大変だなと思って今日現場を拝見させていただいたのですが、これから高齢者が増えていく中で、やはりニーズはかなり増えていくのではないかと思います。現在、定員 30 名で運営されていて、その定員は平米当たりなどの基準で決まっているらしいですが、これからニーズが増えていく中で定員を増やすことで収益も増えていくのではないかと思います。そのあたりは何年か先の見越しはあるのでしょうか。

#### 社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

当初より定員 30 名程度でやらせていただいているんですけども、通常規模のデイサービスの年間平均利用者数が 750 人からになっております。これを計算していきますと、1 日当たり 25 人ほどの計算になってしまいます。デイサービスの規模が通常規模から大規模になってしまいますと、報酬単価が下がってしまうというところがありまして、できれば通常規模のデイサービスで継続していきたいとなると、定員を 30～35 名程度にし、1 日当たり 25 人ほどの利用者さんが見込めるとというのが実際のところの数字ではないかと思っています。

また、数字上はそうなんですけれども、見ていただいたとおり、特に町デイサービスセンターは昔ながらの建物で、そこに例えば 40 名から 50 名が利用となると、トイレや風呂の設備などハード的な制約もあり受け入れを増やすというのはなかなか難しい部分があります。さらに先ほどの人材確保の問題もあります。利用者さんが増えれば当然職員も増やさなければならないという中で、その辺も総合して増やせないのではないかなというところではあります。

#### 委員

現地で施設長に話しましたが、町デイサービスセンターのトイレが修繕の関係で男女一緒の利用になっているとのことでした。建物が古いから仕方がないのでしょうか、男性と女性別々のトイレにした方がいいのではないかと思います。また余談ですが、部屋名の表示も以前のままでの表示になっていました。用途が変わったのなら変わったなりの表示をしておかないといけないと思います。表示が違うのは施設長さんも承知していたと言っていました。

#### 社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

プライバシーの確保という点ですと、特に町デイサービスセンターは広い空間で利用者の皆さんと一緒に過ごされて、お昼寝も同じスペースになっています。これから将来的に「私は男の人と一緒に寝るのはいやだ」という人も出てくるかもしれない中で、トイレもですが、ハードの修繕については町と協議する中で検討してまいりたいと思います。

委員長

事業者からの説明と質疑応答は以上となります。審査に移りますので、ご退場をお願いします。委員の皆様は審査表にご記入をお願いします。

～各委員の審査、審査表への記入、発表及び集計～

委員長

皆様の審査結果を集約しまして、総合評価が 3.78 点になり、3 点以上 4 点未満ということで一重丸になりました。皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

**委員からの意見なし**

一重丸以上は指定管理者として適当であるということでございますので、委員会としましては小布施町社会福祉協議会を生活支援ハウスの指定管理者候補団体として選定したいと思います。

～休憩（10 分間）～

### ③ デイサービスセンターの指定管理者の評価及び指定管理者候補団体の審査

委員長

議事を再開します。③小布施町デイサービスセンターについて令和 7 年度までの評価を行います。健康福祉課より説明をお願いします。

健康福祉課長

時間の関係もありますので大まかに説明申し上げます。小布施町デイサービスセンターは介護保険制度開始前の平成 8 年から続く施設でありまして、制度開始前までは委託、平成 15 年度から指定管理へ移行しました。古くからあった施設ということで老朽化はありますが、経営面ではデイサービスセンター花の里に比べますと安定はしているということと、利益についてもやはり余力があると感じております。施設老朽化で修繕箇所が増えてはいますが、スタッフの皆さん協力しながら運営に当たっていただいています。特に大きな問題もなく今まで経過しております。施設で困ったことがあれば当然指定管理を受託している社協の方に、大きな問題になるような件については町の方にも連絡があり、問題が大きくなる前にご相談をいただいているような状況でございます。利用者数は、近隣の同種施設の開業の影響やコロナ禍の一時的な減少がありましたが、おおむね堅調に進んでおるような状況でございます。こちらの施設も生活支援ハウスと同じようにアンケートを取らせていただいております。80 人中 54 人から回答いただきました。回答の中身を見ますと、安心感、レクリエーション、その他満足度は「良い」または「快適」という意見がほぼ過半数を占めているというようなことがございますので、十分やっていたと思います。このアンケートだけに限らず、町に直接改善等の指摘があっても迅速に対応していただいておりますので、今までしっ

かりと運営していただいたとっております。

委員長

ご質問等があればお願いいたします。

委員

収支計算でサービス区分間支出があり、年度を追うごとに減少していますが、これについて説明していただけますか。

健康福祉課長

サービス区分間支出については先ほども少し触れましたが、社協では4つの事業所をお持ちです。年度末に赤字が予想される事業部門に対して利益を分けているというような形になっております。町デイサービスセンターは昔からある施設で安定はしているところでありますので、他の介護部門に対して出しているお金でございます。同じ法人の中でやりくりをし、他のサービス部門に対し支援しているお金ということです。

委員

令和4年度の期末残高が前年度と比べ減少していますが、コロナの影響で利用者が極端に少なかったのですか。その期間はサービス区分間支出により法人運営ができていたのでしょうか。

健康福祉課長

会計の締日があるということで、締日前のある時点で過不足の見込みを判断してやりくりしているということです。最終的に精算するというのも行政ではあり得ると思いますが、過不足を見込んでの収入、支出ということでやっているというのを聞いております。結果的に収支差引を見るとサービス区分間の収入はいらなかったのではないかなというような話にもなるかもしれませんが、一定の時点での予測ということになりますので、どうしてもサービス間支出・収入が発生してしまうことはあるということは聞いております。細かな原因までは聞いておりません。

委員

課長の説明だと資金繰りが立たないからということではないかと思いましたが、資金繰りとは違うのですね。

健康福祉課長

デイサービスセンターの事業の中には、いくつかの介護のサービスを個別に収支計算した際に不足があれば余力のある他のサービス部門から支援をするというような考え方で運営をしていると聞いております。

委員

町デイサービスセンターの運営についての収支バランスは良好だったということですか。

健康福祉課長

良好であったと捉えております。

委員長

ほかにご質問等ございませんでしたら、委員の皆様は評価表にご記入をお願いいたします。

～各委員の評価、評価表への記入、発表及び集計～

委員長

皆様の評価結果を集約しまして、総合評価が3.66点ということでございますので、一重丸ということになりました。評価結果について皆様から何かありますでしょうか。

**委員からの意見なし**

一重丸以上は指定管理者として適当であるということで、令和7年度までの評価につきましては委員会として適当であるという判断といたします。続きまして、令和8年度以降の指定管理者候補団体の審査に移ります。小布施町デイサービスセンターにつきましては、公募によらず先ほど説明があった小布施町社会福祉協議会を指定管理者として継続して指定するというところでございますので、担当課から説明をお願いします。

健康福祉課長

評価いただいた結果から、今後につきましても公募によらない指定管理者選定要綱第2条第4号の「これまでの管理運営実績、事業継続性又は施設利用者の意見聴取等の状況を考慮した上で、同一の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合」に該当するというので、小布施町社会福祉協議会に引き続き指定管理をお願いしたいと思っております。

委員長

委員の皆様からご意見がありましたらお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

**委員からの発言なし**

～社会福祉法人小布施町社会福祉協議会の入場～

委員長

小布施町デイサービスセンターの指定管理申請について説明をお願いします。先ほどの生活支援ハウスと重複する部分については割愛して説明していただいて結構でございますのでよろしくをお願いします。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

**指定申請に関する説明**

委員長

委員の皆様からご質問等があればお願いいたします。

委員

賃借対照表の前年度末の未収入金について、法人全体の資金収支計算書中の収入に対し、申請はしてあるけれど介護報酬が入ってこない場合が未収入になるのですか。収入は申請した時点で収入計上しているのですか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

未収入金には2月～3月の2か月分が入っています。2か月遅れで介護報酬が入ってきます。

委員

そうすると、未収入金額は2か月分で12分の2になりますが、賃借対照表の前年度未収入金はそれより少ないですね。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

そうですね。ただ、2月は稼働日が少ないということがあります。

委員

わかりました。

福祉基金の運用はどのようにされていますか。定期預金ですか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

令和6年度までは全て定期預金で預けてまいりました。先日7月の理事会で承認をいただいたんですけども、市場の方もだいぶ活発になってきており、過去も国債等の運用をしてきた経過がありましたので、ここでもう1回国債の運用ということで、基金の4割程度を国債で運用しています。つい先週購入したところです。今は1%の利回りがついていますので、このような方法で収入確保に取り組んでいるところです。安全なもので運用するようにしています。

委員

町デイサービスセンターとデイサービスセンター花の里以外の事業収入は何ですか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

介護保険事業ですと、ケアマネジャーがいる居宅介護支援という事業所が一つあります。それとホームヘルパーがご自宅にお伺いする訪問介護事業所があります。そこにデイサービスが二つで、四つの介護保険事業です。

委員

資料を見ると、二つのデイサービスセンターの収入に対し、人件費の額がおかしくないでしょうか。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

ご指摘の資料の人件費につきましては、法人全体の人件費になりますので、事務局や地域福祉事業分も含まれています。

委員

デイサービスセンター花の里と町デイサービスセンターの人件費の割合は適正かどうかを確認したいのです。

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

58 ページに4事業所だけの資金収支計算書があります。こちらの支出のうち、約4分の3が人件費となっております。4分の1は事業費や事務費などになっています。

委員長

説明ありがとうございました。ご退出ください。委員の皆様は審査表にご記入をお願いいたします。

～各委員の審査、審査表への記入、発表及び集計～

委員長

審査結果を集約しまして、総合評点3.69点、一重丸ということになりました。審査結果について何か委員の皆様からありますか。

委員から発言なし

一重丸以上は指定管理者として適当であるということですので、委員会としては小布施町社会福祉協議会を小布施町デイサービスセンターの指定管理者候補団体として選定したいと思いますますがよろしいでしょうか。

委員の同意

④ 同和対策集会所、共同作業所の指定管理者の評価及び指定管理者候補団体の審査

委員長

続きまして、④の中央同和対策集会所等につきまして令和7年度までの評価を行いたいと思います。担当課から説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興係長

生涯学習課生涯学習・スポーツ振興係の久保田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私から中央同和対策集会所と雁中同和対策集会所、雁中地区共同作業場、福原地区共同作業所の4か所に関してまとめてご説明をさせていただきます。まず、次第資料の設置条例をご覧ください。同和対策集会所について先にお話をさせていただきます。設置条例第3条において集会所が行う事業が規定されており、また、第2条にありますとおり町内には中央と雁中の2か所あるという現状でございます。今年度までの指定管理者であります部落解放同盟小布施町協議会につきましては、構成員の高齢化が進んでおる状況ではございますけれども、部落解放に向けてまだまだ取り組むべき課題や事業があるということで、これら集会所で日々学習会や研修会などを月1回程度の頻度で

開催いただいている状況です。また、条例第6条には指定管理者が行う業務の規定があり、「施設の維持管理に関する業務」、「利用の許可及び利用の取り消しに関する業務」、「その他施設の運営に関して町長が必要と認める業務」について、昨年度までの令和3年度から令和6年度までの4年間、その業務が適切に行われているかという観点も含め、評価に必要な4項目に注目してご説明をさせていただきます。

まず中央同和対策集会所について、事業報告と写真の資料を合わせてご覧ください。評価項目1の住民の平等利用を確保することができたか、2の施設の効用を最大限に発揮することができたかについてであります。中央集会所では、同和対策諸事業ということで、交流事業として手芸教室、書道教室を開催しています。この2講座につきましては、指定管理を受けている町協議会の会員であるか否かを問わずに参加できるというものです。書道教室につきましては、参加人数が少ないことから今年度から休会をさせていただいており、今年度は手芸教室のみの開催となっています。また、同和問題をはじめとする人権問題の認識と理解を深めるための事業として、町協議会の定期大会等も毎年開催されているという状況です。皆さんご存知のとおり、中央集会所につきましては施設内の大半を公会堂として中央自治会にご使用いただいているという状況もございます。また、中央自治会の皆さんがお使いになっていますので、維持修繕や管理もほぼ中央自治会でやっただけという状況でございます。続きまして、評価項目3の管理に係る経費の縮減が図られているか否かという点について、収支決算につきましてはほぼ毎年あまり増減がなく推移しています。令和6年度を見ますと、収入のうち運営管理委託料164,000円を町からお支払いをさせていただいています。この中から光熱水費と軽微な修繕につきましては支払いをお願いしているという状況です。支出合計については中央同和対策集会所全体に係る年間の電気料、ガス代、上下水道代になっています。光熱水費と軽微な修繕費用につきましては、半額を公会堂として使用している中央自治会にご負担をいただいている状況でございます。昨年度は修繕費が39,600円、光熱水費が147,620円かかっておりますので、その半額を中央自治会からご負担をいただいております。ですので、164,000円を町からお支払いし、中央自治会に修繕費、光熱水費等の半額を負担いただいた後の経費94,381円を差し引きました69,619円を部落解放同盟から返還いただいているという状況です。ですので、この集会所の委託料の中には、例えば協議会の手数料や収益に当たるような部分が全くありません。実費で回しているというところから、経費は縮減されているのかなと感じているような状況です。続きまして、評価項目4の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力という部分について、先ほど構成員の高齢化というのは話をさせていただきましたが、中央同和対策集会所につきましては中央自治会に維持管理をしていただいているところが大部分でありますので、そういった状況も加味しますと問題なく今まで管理運用していただけてきたと感じています。

続きまして雁中同和対策集会所について説明します。こちらは、集会所と作業所が一体となっている施設でございます。共同作業所の設置条例第4条には、中央集会所とほぼ同じ業務を指定管理者が行うと定められています。また、第2条にありますとおり、集会所と同様に町内には2か所の作業所がございます。雁中の方は集会所と共同作業所も併設されていて、同じ建物の中で2施設があるという状況になっています。まず、集会所のご説明をさせていただきます。雁中集会所の事業報告書資料をご覧ください。中央集会所と同様に同和対策諸事業ということで、雁中ではフラダンス教室と手芸教室を行っています。中央集会所と同様にこの2講座につきましても、どなたでも参加できる講座でございます。部落解放同盟の会議等については、雁中集会所につきましては中央

集会所よりも同盟の皆さんが開催される人権問題や同和問題に関する学習会を頻繁に開催いただいています。また、経費については、中央集会所同様に昨年度町から141,000円を委託料としてお支払いをさせていただいております。支出は光熱水費が83,304円でした。雁中集会所は中央集会所のようにご負担いただくところがありませんので、差引57,738円を町にお戻しいただいています。中央集会所同様に手数料や収益に該当するような経費はかかっておりませんので、同様に経費の削減を図られているのではないかと感じています。施設の維持管理面については、日常的に維持管理等をしていただいているという状況がございますので、今までも問題はなかったという認識でございます。

続いて、福原になります。写真につきましては最後のものをご覧いただければと思いますけれども、こちらは共同作業所となっております。先ほどの雁中もそうですが、共同作業所につきましては、町協議会が共同で経済活動、具体的には農作業を行える場として設置したという経緯がございます。しかし、近年は協議会の中にも高齢化ということもありますけれども、農業をやる方がほとんどおらず使用されていないという現状がありますので、実績報告書はいただいている状況でございますし、共同作業所につきましては委託料も町からお支払いしていません。福原の作業所につきましては、内部の写真をご覧いただくとおり、作業所というよりも倉庫的なものとして1～2名の方がお使いいただいているという現状になっております。雁中の作業所につきましては、写真の4枚目、5枚目になりますが、ものが何一つなく、作業が行われていないというような現状がございます。全体的には4つの施設とも維持管理はしていただいているという状況であると認識をしておりますし、講座の参加者や作業所の利用者の方にお話をお聞きしましても、大変好評というような現状でございました。説明につきましては以上です。

#### 委員長

委員の皆様からご質問等があればお願いします。

#### 委員

集会所はいろいろな事業をやられていて、共同作業所は2か所とも本来の趣旨の事業をやられていないということですが、施設自体も今日外から見させてもらい、だいぶ古くなって寂れているような印象を受けました。今後これらの施設をこのまま維持していくのかどうするのか、考えはありますか。

#### 生涯学習・スポーツ振興係長

雁中の方は集会所と一体ということもありますので、当面はこのままにしておきたいと考えています。ただ、福原につきましては、当初の目的であります共同作業が今のところは目途が立っていないと考えております。今後5年間につきましては現状維持の方向で考えております。けれども、それ以降につきましては、一番は部落解放同盟とお話をさせていただかなければいけないという認識はありますけれども、廃止の方向で考えていきたいと思っております。

#### 委員

何か有効な利用方法などの議論はないですか。

生涯学習・スポーツ振興係長

自治会の方でもあまり必要性という話は出てきませんし、加えて、取得後の維持管理の経費などが課題であると感じておりますので、これから福原の部落解放同盟と併せて協議をしていく中で、もし有効的な利用方法があれば、そういったことも検討していきたいと思います。

～各委員の評価、評価表への記入、発表及び集計～

委員長

ほかにご質問等がなければ、評価表への記入をお願いいたします。

#### 【中央同和対策集会所】

委員長

評価結果を集約しまして、3.81点でございますので、一重丸となりました。評価結果についてご意見等よろしいでしょうか。

**委員からの発言なし**

一重丸ということございましたので、指定管理者としては適当であったという評価となりました。

#### 【雁中同和対策集会所】

委員長

評価結果を集約しまして、3.81点でございますので、一重丸となりました。一重丸以上は指定管理者としては適当であるということでございますので、令和7年度までの評価は委員会としましては適当であったという判断とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

**委員の同意**

#### 【雁中地区共同作業所】

委員長

評価結果を集約しまして、3.31点でございますので、一重丸となりました。一重丸以上は指定管理者としては適当であるということでございますので、令和7年度までの評価について委員会としましては適当であったという判断とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

**委員の同意**

#### 【福原地区共同作業所】

委員長

評価結果を集約しまして、3.03点でございますので、一重丸となりました。評価結果につきまして皆様からご意見等はございますでしょうか。一重丸以上は指定管理者として適当であるということでございますので、令和7年度までの評価につきましては委員会としましては適当であったという判断とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

**委員の同意**

委員長

ありがとうございました。

引き続きまして令和8年度以降の指定管理者候補団体の審査に移りたいと思います。同和対策集会所、共同作業所については、公募によらず先ほど説明のあった部落解放同盟小布施町協議会を指定管理者として継続して指定する予定でございますので、担当課から説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興係長

4か所の施設につきましては、中央同和対策集会所は平成5年に建て替えを行っておりますが、いずれの施設も昭和40年代に国の同和対策事業の一環ということで、同和地区の生活環境の改善等差別解消に向けた取り組みを行う中心的施設として設置をされたものでございますし、現在、利用者のほとんどが部落解放同盟小布施町協議会の会員の皆さんでございます。以上のことから、4つの施設は公募によらない指定管理者設置要綱第2条第2号「公の施設の業務の内容に特殊性があるとき」、第5号「公の施設の設置経緯及び施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合」、また、第6号の「複数施設の一体的で効率的な管理が図られる場合」に該当すると担当課では考えております。今までも指定管理者制度始まって以来複数回の更新がありましたけれども、公募を行わず選定をお願いしてきたという経緯もございますので、今回につきましても公募を行わず選定をお願いしたいと考えています。説明につきましては以上です。

委員長

委員の皆様からご意見ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

委員から発言なく同意

委員長

それでは、部落解放同盟小布施町協議会を指定管理者候補団体の審査対象として審査を行っていきます。指定申請書について説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興係長

申請書が提出された際に町協議会の方にも聞き取りをさせていただきましたが、昨年度まで、また、今年度も行われている事業については引き続き行うと聞いています。先ほど今までの評価の中でもお話をさせていただきましたけれども、やはり最も懸念される点は会員の高齢化であると感じているところではありますが、過去20年近い実績や蓄積したノウハウも考慮し、申請者が指定管理者として最も適しているのではないかと考えています。また、利用者からの理解も現在の指定管理者の方が得られやすいと考えますので、これから審査いただく各項目につきましても、昨年までと同様問題はないと考えています。中央同和対策集会所に関して補足ですが、現在の指定管理期間は来年の3月末までということで同盟をお願いしておりますけれども、そこを一つの区切りとしまして、公会堂として中央自治会に譲渡していきたいという方向で、現在、協議会と中央自治会と協議をしている状況でございます。といいますのも、今年が中央自治会合併50周年の記念の年であること、また、先ほどご説明しましたけれども、近年、集会所としてより公会堂として利用されることがほとんどを占めております。また、譲渡できれば町としても維持管理もしくは建替に関する

経費の削減が図れるということが理由に挙げられます。協議会からは、現在の利用頻度が低いということもありますし、雁中にも集会所があり、中央自治会に公会堂として譲渡しても活動に影響はないということから、同意するというお返事をいただいております。現在は中央自治会の方で検討いただいておりますけれども、秋頃にお返事をいただくと今のところは聞いております。仮に中央自治会へ譲渡するとなれば、町の施設ではなくなりますので、来年度以降指定管理もなくなるわけではありますけれども、今回の審査につきましては譲渡できなかった場合のことを想定してご審議をお願いしたいと考えています。説明につきましては以上です。

#### 委員長

委員の皆様からご質問等があればお願いします。

#### 委員

指定管理でなくなると町から補助金は出なくなるのですか。また、公会堂を使って同和関係の行事をやることは問題ないということですか。

#### 生涯学習・スポーツ振興係長

詳細はこれから決めますけれど、利用に関しては問題ないと今のところは聞いています。ただ、写真にもありますが、2階に1部屋、今休会となっている解放子ども会で占有して使用していた部屋がございます。今も当時のものが置いてありますが、そちらの物品については同盟の方でも譲渡ということになれば全部雁中へ移動させるとなっておりますので、中央自治会にもそういったお話をさせていただいています。

#### 委員

中央自治会の公会堂となった場合でも、集会所としては使うということですか。

#### 生涯学習・スポーツ振興係長

集会所として使うというよりも、講座の会場として借りるという形になります。4月に毎年行っている定期大会でもお借りするかもしれません。雁中の2階にも大きな広間がありますので、こちらでもできるということであれば定期大会についてはお借りをしないかもしれないと思えますけれど、講座の残り一つの手芸については今のところ中央でやっていきたいと考えています。

#### 委員

中央集会所の予算書の町委託料を、令和7年度の164,000円から令和8年度は188,000円に上げた理由は何ですか。また、福原の作業所の収支予算書に「雁中同和对策集会所予算書に含む」と書いてありますがこれに何か意味はあるのでしょうか。

#### 生涯学習・スポーツ振興係長

委託費の増加につきましては、実際の維持管理経費支払いに関して、年度内の経費全額を協議会で立て替えをし、年度末に中央自治会から半額いただいておりますという状況もありまして、ある程度立て替えるためのお金が必要だというのが1点と、近年、電気代の値上げが続いていたり、コロナ

福明けで利用頻度が増え光熱水費が2、3年前に比べるとかかっているというところから上げさせていただいてはありますが、最終的には実費精算ということに変わりはありませんので、そこでいってこいになると考えておるのが1点です。

福原共同作業所の予算書につきましては、5年前の申請のときも同様の文言が書いてありましたので、おそらくそれを見て同じように書かれたとは思いますが、先ほどのお話のとおり経費は発生していませんのでこういった記載になったのではないかと考えております。

委員

書類チェックをして事務方で修正した方がいいのではないのでしょうか。

生涯学習・スポーツ振興係長

はい、承知しました。申し訳ありません。

委員長

ほかにご質問等がなければ、審査表にご記入をお願いします。

～各委員の審査、審査表への記入、発表及び集計～

委員

共同作業所について、利用目的を聞く必要はないのですか。指定管理者に対し使用目的は何か、今ほとんど使っていないではないか、ということは言えると思います。全く使っていないのだったら貸す必要もないと思います。無駄な経費を使っていることになりますよね。福原共同作業所は雁中作業所と同じと収支予算書に書いてありますが、別に福原ではなくても雁中を使えばいいのではないですか。

生涯学習・スポーツ振興係長

協議会的にも、福原の作業所が必要かと言われると、今荷物を置いている方がいらっしゃるので、その方のためだけみたいな形になっています。福原の作業所の中が雁中の作業所のような状況になれば協議会でも必要ないという認識になるのかと思っています。そうなると町でも必要ありませんので、先ほどの話のとおり廃止という方向になるのかなと思います。

委員

集会所は利用頻度が高いからいいと思いますが、雁中も含め共同作業所は使っていないのだったら指定管理者である協議会にどういう利用をするのか、どうこれから使おうとしているのかというぐらいのことは聞いてもいいかなと私は思います。

委員

私も総合所見に同じようなことを書きました。使っていないのであれば指定管理者に使い方を含めて考えていただけるといいのではないかと思います。

委員

検討してみてもらえますか。

生涯学習・スポーツ振興係長

はい。ありがとうございます。

委員長

今回はまずは指定させていただいて、今後廃止を含めたあり方を考えさせていただきます。

総合評定について、中央同和对策集会所は 3.78 点、雁中同和对策集会所は 3.88 点、雁中地区共同作業所は 3.50 点、福原共同作業所は 3.19 点ということで、全て 3 点以上 4 点未満であり一重丸という審査結果となりました。一重丸以上は指定管理者として適当であるということでございますので、委員会としましては、部落解放同盟小布施町協議会を 4 つの施設の指定管理者候補団体として選定したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

**委員の同意**

左様にしたいと思いますのでよろしくお願いします。

#### ⑤ ワークホームみすみ草の指定管理者の評価及び指定管理者候補団体の審査

委員長

ワークホームみすみ草について、令和 7 年度までの評価を行います。担当課から説明をお願いします。

健康福祉課長

ワークホームみすみ草は、主に障害関係の相談支援や日中居場所のない人の居場所としての役割を担う地域活動支援センターという事業と、就労継続支援 B 型という障害福祉サービスの 2 本立てとなっております。担当者が変更になり報告書の書き方が統一されていない年度があり大変申し訳ありませんが、令和 3 年度から令和 6 年度までの実績報告をつけております。利用者については一定の規模を捉えておりますけれども、収支については、主に相談業務を実施しています地域活動支援センターについて町からの委託ということで委託料を支払っております。就労継続支援 B 型というサービスを併設しておりますので、そちらが基本的には収益のある事業でございます。地域活動支援センターの人件費につきましては、就労継続支援 B 型の職員と兼ねているということで、単独で地域活動支援センターを運営するよりも節減できています。ただ、皆さんご存知のとおり、令和 3 年度に出火と放火によりまして施設を失ってしまったということで、現在、おぶせの里というところに移転させていただいております。地域活動支援センターは収益事業ではありませんが、就労継続支援 B 型は障害福祉サービスですので、例年おおむね黒字になるんですけども、令和 3 年度につきましては出火によって失った資産等があったということで赤字となっております。出火以降についてはほぼ黒字になるような形で進んできております。経費節減の点では、今場所をお借りしているため家賃がかかっております。年間の賃借料について平米あたり 12,680 円の負担をしております、198 平米ほど借りております。地域活動支援センターの分は町が負担すべきものですが、就労継続支援 B 型は収益が伴う事業であり、当該事業で使用している場所もあるということで、指定管理者に対し過去口頭で負担してほしいという話をしていたんですけども、実際には負担して

もらってきていないのが事実でした。今年ようやく金額的な話もしまして、家賃分の一部を負担してもらおうようお願いしてきておるところでございます。みすみ草についても利用者アンケートをとりまして、設備、サービスの質等について5点満点で3.56点ということで、3点を越えているということでもありますので、火災により施設の場所が変わってしまったということはありませんけれども、ある程度一定の評価はいただいているのかなと感じておるところでございます。

#### 委員長

委員の皆様からご質問等がありましたらお願いします。

#### 委員

資料の収支決算書は、夢工房福祉会の決算なのか、町の指定管理部分のみの決算なのかどちらでしょうか。

#### 健康福祉課長

地域活動支援センターと就労継続支援B型の2本立てになっております。就労継続支援B型の方については委託してあります夢工房福祉会の方でやっておりますので、収入等については夢工房福祉会に入るような形になっております。

#### 委員

次年度以降の審査に関わってきますが、一番心配なのは経営が不安定ではないかどうかです。

#### 健康福祉課長

経営についてはこの後事業所から説明があると思っておりますけれども、障害福祉サービスを幅広くやっておりますので安定はしているのかなと思っております。人力的な面も複数事業所をお持ちですので、人員不足で大変というようなことは聞いたことがございません。先ほども皆さんに見ていただきましたけれども、就労継続支援B型で受注していた仕事の発注をやめてしまった企業もあり、むしろ仕事をもっと欲しいという課題はあります。

#### 委員

ほかにもみすみ草への発注をやめてしまった業者を知っています。そうした場合に、夢工房福祉会がみすみ草から手を引くという可能性はないのでしょうか。

#### 健康福祉課長

今のところは手を引くという話は聞いてはおりません。ただ、現在の場所への移転は暫定措置ですので、町としてみすみ草を将来どうしていくのが課題となっています。施設の機能を本来の地域活動支援センターだけにすべきなのか、それとも他の障害福祉サービス等と複合的に広くやっていくべきなのか、もしくは町施設で有効活用ができていないところがありますので、その場所に移転するのがいいのかなどいろいろと考えがありますので、指定管理期間は通常5年間で指定してきましたが、次の指定管理期間については3年とし、その間に方向性を決定していきたいと考えています。

委員長

委員の皆様は評価表への記入をお願いいたします。

～各委員の評価、評価表への記入、発表及び集計～

委員長

総合評価は3.75点で一重丸になりました。委員の皆様からご意見等ございますか。

**委員から発言なし**

一重丸以上は指定管理者として適当であるということで、令和7年度までの評価につきましては委員会としては適当という判断といたします。

続きまして、令和8年度以降の指定管理者候補団体の審査に進みます。ワークホームみすみ草については、公募によらず先ほど説明のあった夢工房福祉会を指定管理者として継続して指定するという予定でございますので、担当課から説明をお願いします。

健康福祉課長

公募によらない指定管理者選定要綱第2条第4項の「これまでの管理運営実績、事業の継続性又は利用者の意見の聴取等の状況を考慮した上で、同一の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合」に該当するというので、公募によらず引き続き社会福祉法人夢工房福祉会に指定管理を依頼したいと考えています。ただし、先ほど申し上げましたとおり、みすみ草のあり方等について町でも考えなければいけない部分がございます。そういったこともありますので、引き続きやっていただく代わりに、期間について通常5年間で今まで指定しておりましたけれども、次期は3年間とし、その間に町で施設の場所やあり方について方針を決定したいと考えております。

委員長

ご意見等があればお願いします。

**委員からの発言なし**

引き続きまして夢工房福祉会を令和8年度以降の指定管理者候補団体の審査対象として審査を行います。

～社会福祉法人夢工房福祉会の入場～

委員長

夢工房福祉会より指定申請書の説明をお願いします。

社会福祉法人夢工房福祉会

**指定申請に関する説明**

委員長

委員の皆様からご質問等がありましたらお願いします。

## 委員

単純な質問で申し訳ありませんが、就労継続支援B型について詳しく説明をお願いします。

## 社会福祉法人夢工房福祉会

障害福祉サービスには就労系と介護系がありまして、B型は就労系に属します。就労系のサービスである就労継続支援にはA型とB型がありまして、A型は最低賃金を保障する中で雇用関係を結ぶサービスです。B型は、例えば、一般就労していた方がこれ以上頑張れなくなったとか、年齢や障がい等、何らかの理由によって一般就労が難しいという方々が通所していただいて、最低賃金ではない賃金で福祉的就労を提供するサービスです。賃金については、現在の長野県の平均が月2万円ちょっとになります。地域活動支援センターは、在宅でなかなか社会に出られない方やすぐには福祉的就労ですら難しい方に居場所を提供させていただく中で、傷ついてきた心を癒させていただいたりする中で、地域に少しでも戻ってきていただくというようなサービスになります。

## 委員

地域活動支援センターでは具体的にどういうことをやっていますか。

## 社会福祉法人夢工房福祉会

B型の方と変わらず作業を中心に活動していただいております。

例えば、先ほど説明の中でお話ししました地域活動支援センターからご利用が始まった希死念慮のあった方も、やはり一般就労の中で頑張りすぎていました。ですが、一般と言われる社会の中では頑張らないと落ちこぼれになるという間違った学習をしているので、みすみ草に来ていただきB型の働き方を見て、「こういう働き方でもいいんだな」、「こういう働き方でも自分って認めてもらえるんだな」という考えにだんだん変わっていく中で、希死念慮がまったくなくなったとは多分きっとまだ言えないでしょうけれども、そんな役割を果たしていると思います。

## 委員

土曜日の開所の余暇活動というのは具体的にどんな活動ですか。

## 社会福祉法人夢工房福祉会

コロナ前は事業所で旅行に行ったりと、普段なかなか経験できないような行事等も行っていました。今は買い物で中野市のイオンに行ったり、8月の半ばに考えているのはカラオケボックスでのカラオケです。なかなか外でそういう体験をできない期間もありましたが、今は外に行く計画も立てております。

## 委員長

ありがとうございました。審査に入りますのでご退場ください。

～社会福祉法人夢工房福祉会の退場～

～各委員の審査、審査表への記入、発表及び集計～

委員長

ただいまの総合評定が 3.88 点、一重丸になりました。審査結果について皆様から何かご意見ありますでしょうか。

委員からの発言なし

一重丸以上は指定管理者として適当であるということですので、委員会としては夢工房福祉会をワークホームみすみ草の指定管理者候補団体として選定したいと思います。それでは会議事項につきましては以上でございます。(2)のその他について事務局から何かありますか。

事務局

2点事務連絡を申し上げます。1点目は今後のスケジュールですが、本日、各施設の指定管理者候補団体を審査いただきまして選定いただきました。この後、委員会で選定いただいた指定管理者候補団体を町長が町議会に上程しまして、議会の議決がございましたら指定管理者が指定されるということになりますのでご承知おきください。2点目ですが、本日も出席いただいた委員の皆様への謝礼について、後日お振込みさせていただきます。通知をお出しいたしますのでご確認をいただければと思います。以上です。

委員長

委員の皆様から何かありますか。それでは以上で本日の議事を終了します。

(5) 閉会